

令和3年

第8回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第8回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和3年8月20日
訓子府町招集通知の日 令和3年8月20日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和3年8月30日(月)午後5時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

欠席委員

署名委員

3. 鎌田勝子 4. 井幡孝一

事務局職員

事務局次長(事務局長事務代理) 今田和則
業務係長 高内淳次

提出議案

議案第1号 土地の現況証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

今田次長	<p>令和3年第8回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
	<p>——細川会長挨拶——</p>
今田次長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (細川会長)	<p>ただいまから令和3年第8回農業委員会を開会いたします。</p>
今田次長	<p>ただちに、本日の会議を開きます。</p>
今田次長	<p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
議長	<p>ご報告を申しあげます。</p>
議長	<p>本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が3件、報告が1件でございます。本日の議事録署名委員は3番鎌田委員、4番井幡委員にお願いします。</p>
	<p>——議案第1号——</p>
議長 高内係長	<p>議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。</p>
議長 高内係長	<p>議案第1号について説明いたします。</p>
議長 高内係長	<p>申請は2件でございます。</p>
議長 高内係長	<p>(2件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
議長 高内係長	<p>現地確認につきましては、番号1番は8月13日に、番号2番は8月12日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書をご覧ください。</p>
議長 高内係長	<p>なお、番号1番はこの土地の所有者が6月のあっせん審議会に出している土地で売買するにあたり地目変更が必要なため申請があったものです。</p>
議長 高内係長	<p>次に、番号2番はこの土地の所有者が携帯電話基地局施設の土地分を今まではNTTドコモに賃貸しておりましたが、この度、売買することになり、その土地の地目変更のため申請があったものとなります。</p>
議長 高内係長	<p>この携帯電話の基地局は平成18年11月にNTTドコモより農地転用の届出があり建設にいたっておりますが、通常であれば農地転用許可が必要となります。しかしながらこの基地局については、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号の規定で、認定電気通信事業者が中継施設等を設置するために必要な敷地を取得する際には権利移動の制限の例外が適用されると明記されており、その転用の例外が適用され建設されたものとなっております。</p>
議長 高内係長	<p>説明については以上です。</p>
議長 高内係長	<p>それでは審議に入ります。本件について、何か質問ございませんか。</p>
議長 高内係長	<p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>

——議案第2号——

議長
高内係長

議案第2号を上程します。事務局説明願います。

議案第2号について説明いたします。

今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、贈与の1件となります。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

高内係長

本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業に従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。

説明については以上です。

議長
宮本委員
議長

審議の前に、担当委員から何かございますか。

特に問題ありません。

それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長

疑義が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第3号——

議長
高内係長

議案第3号を上程します。事務局説明願います。

議案第3号について説明いたします。

申請は売買1件、賃貸借3件の計4件でございます。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

高内係長

番号1番についてですが、平成25年4月に譲渡人よりあっせんがあった土地となりますが、このたび譲受人より指摘を受け、所有権移転登記が失念されていたことが確認され、事務局から譲受人・譲渡人へお詫びし改めて農用地利用集積計画書を作成し所有権移転をさせていただくことになったものとなります。その詳細としては、当時、清住〇〇-1、清住〇〇-3の2筆とあわせて合計26筆があっせんに出されていたところではありますが、この清住〇〇-1、〇〇-3については極小地であることから近くの土地である清住〇〇-1に無償で付けるということに決定されたのですが、その後の農用地利用集積計画書の作成でこの清住〇〇-1、〇〇-3の土地について記載漏れがあり、それにより所有権移転登記も失念していたという経過が発覚したものでした。

次に、番号2番については、賃貸借の継続になりますが前回は期間を10年間としていましたが今回は譲借人より5年間としたいとのことから期間が5年になっております。

また番号4番については、譲借人が高齢であり令和4年で離農することを予定しており、離農の際にはこの3筆を含め全ての農地を手放すこととなるため賃貸期間としては1年間となっております。

議 長	<p>本件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>1件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>3件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>4件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上4件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>——報告第1号——</p>	
議 長 高内係長	<p>報告第1号について、事務局説明願います。</p> <p>報告第1号について説明いたします。</p> <p>届出は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明。)</p>
高内係長 議 長	<p>説明については以上です。</p> <p>何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>無いようなので、報告第1号を終わります。</p>
議 長	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>
<p>上記会議の顛末を記録し議事録とする。</p>	
<p>令和3年8月30日</p>	
<p>訓子府町農業委員会</p>	
<p>会 長 細 川 孝 雄</p>	
<p>議 長</p>	
<p>署名委員 3番</p>	
<p>署名委員 4番</p>	